

平成 2 8 年 9 月 5 日

第 3 回 大垣市議会定例会議案

目 次

議第 6 6 号	平成 2 8 年度大垣市一般会計補正予算（第 2 号）
議第 6 7 号	平成 2 8 年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）
議第 6 8 号	平成 2 8 年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）
議第 6 9 号	大垣市税条例等の一部改正について
議第 7 0 号	請負契約の締結について
議第 7 1 号	請負契約の締結について
議第 7 2 号	請負契約の締結について
議第 7 3 号	請負契約の締結について
議第 7 4 号	財産の処分について
議第 7 5 号	平成 2 7 年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
報第 1 0 号	専決処分の報告並びにその承認について
報第 1 1 号	専決処分の報告について
報第 1 2 号	専決処分の報告について
報第 1 3 号	専決処分の報告について
認第 1 号	平成 2 7 年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について
認第 2 号	平成 2 7 年度大垣市公営企業会計決算の認定について

議第66号

平成28年度大垣市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度大垣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,281,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	歳出	款	項	補正前の額	補正額	計	
14. 国	庫	支	出	金	7,034,985	80,600	7,115,585
	1. 国	庫	負	担	金	77,800	5,099,735
	2. 国	庫	補	助	金	2,800	1,984,490
15. 県	支	出	金	3,524,705	50,700	3,575,405	
	1. 県	負	担	金	2,020,870	37,700	2,058,570
	2. 県	補	助	金	1,149,737	13,000	1,162,737
19. 繰	越	金		993,400	285,800	1,279,200	
	1. 繰	越	金	993,400	285,800	1,279,200	
歳	入	合	計	58,864,600	417,100	59,281,700	

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		6,656,680	158,400	6,815,080
1. 総務管理費		4,053,940	118,400	4,172,340
3. 徴税費		687,670	40,000	727,670
3. 民生費		21,272,140	207,500	21,479,640
2. 老人福祉費		2,287,020	45,300	2,332,320
3. 児童福祉費		9,580,610	162,200	9,742,810
4. 衛生費		5,342,730	21,200	5,363,930
1. 保健衛生費		1,602,540	21,200	1,623,740
6. 農林水産業費		928,500	20,000	948,500
4. 土地改良費		547,230	20,000	567,230
7. 商工費		3,042,390	10,000	3,052,390
1. 商工費		3,003,790	10,000	3,013,790
歳出合計		58,864,600	417,100	59,281,700

平成28年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費国庫負担金	5,000,691	77,800	5,078,491	2. 児童福祉費	77,800	累 計 障害児通所支援給付費 放課後等デイサービス給付費 143,800×1/2 障害児相談支援給付費 7,000×1/2 児童扶養手当給付費 7,200×1/3
計	5,021,935	77,800	5,099,735			

(単位：千円)

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	359,530	2,800	362,330	4. 老人福祉費	2,800	地域介護・福祉空間整備推進事業費 介護ロボット導入支援事業費 2,800×10/10
計	1,981,690	2,800	1,984,490			

(単位：千円)

(款) 15. 県支出金
(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民生費県負担金	2,000,924	37,700	2,038,624	3. 児童福祉費	37,700	累 計 障害児通所支援給付費 754,915 放課後等デイサービス給付費 35,950 143,800×1/4 障害児相談支援給付費 1,750 7,000×1/4
計	2,020,870	37,700	2,058,570			

(款) 15. 県支出金
(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業費県補助金	173,351	8,000	181,351	4. 土地改良費	8,000	累 計 県単土地改良事業費 71,228 20,000×4/10
5. 商工費県補助金	5,000	5,000	10,000	1. 商工費	5,000	マラソン事業費
計	1,149,737	13,000	1,162,737			

(款) 19. 繰越金
(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1. 繰越金	993,400	285,800	1,279,200	1. 繰越金	285,800		
計	993,400	285,800	1,279,200				

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他				
21. 諸費	22,500	118,400	140,900	-	-	-	23. 償還金利子及び割引料	118,400	累計 国庫等返還金	128,400
計	4,053,940	118,400	4,172,340	-	-	-		118,400		

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他				
2. 賦課徴収費	233,560	40,000	273,560	-	-	-	23. 償還金利子及び割引料	40,000	累計 市税過誤納還付金	90,000
計	687,670	40,000	727,670	-	-	-		40,000		

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他				
1. 老人福祉対策費	552,460	2,800	555,260	2,800	-	-	19. 負担金補助及び交付金	2,800	累計 介護ロボット導入支援事業補助金	151,768
3. 後期高齢者医療費	1,401,080	42,500	1,443,580	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	42,500	累計 後期高齢者医療広域連合負担金	1,374,080
計	2,287,020	45,300	2,332,320	2,800	-	-		42,500		

(款) 3. 民生費
(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特 定 財 源	地方債	その他	区分	金額				
										一般財源		
										国県支出金	地方債	その他
1. 子育て支援費	110,790	4,200	114,990	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	4,200	累計 親子バス利用支援事業補助金 10,131			
4. 障害児福祉費	213,500	150,800	364,300	113,100	-	-	20. 扶助費	150,800	累計 放課後等デイサービス給付費 143,800 障害児相談支援給付費 7,000			
6. 児童扶養手当費	550,560	7,200	557,760	2,400	-	-	20. 扶助費	7,200	累計 児童扶養手当 549,600			
計	9,580,610	162,200	9,742,810	115,500	-	-		46,700				

(款) 4. 衛生費
(項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特 定 財 源	地方債	その他	区分	金額				
										一般財源		
										国県支出金	地方債	その他
4. 予防費	565,250	21,200	586,450	-	-	-	11. 需用費	200	累計 印刷製本費 5,735			
計	1,602,540	21,200	1,623,740	-	-	-	13. 委託料	21,000	累計 予防接種委託料 573,035			
								21,200				

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
3. 土地改良施設整備費	396,390	20,000	416,390	8,000	-	-	15. 工事請負費	20,000	233,500
計	547,230	20,000	567,230	8,000	-	-			

(款) 7. 商工費
(項) 1. 商工費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 商工振興費	2,464,540	10,000	2,474,540	5,000	-	-	19. 負担金補助及び交付金	10,000	157,033
計	3,003,790	10,000	3,013,790	5,000	-	-			

議第67号

平成28年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

平成28年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,900千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,152,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		3,519,370	1,300	3,520,670
	2. 国庫補助金	665,520	1,300	666,820
4. 療養給付費等交付金		635,840	50,700	686,540
	1. 療養給付費等交付金	635,840	50,700	686,540
10. 繰越金		684,940	45,900	730,840
	1. 繰越金	684,940	45,900	730,840
歳入	合計	20,055,000	97,900	20,152,900

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		356,230	97,900	454,130
	1. 総務管理費	355,780	97,900	453,680
歳出	合計	20,055,000	97,900	20,152,900

平成28年度大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 国民健康保険事業費	-	1,300	1,300	1. 国民健康保険事業費	1,300	
計	665,520	1,300	666,820			

(単位：千円)

(款) 4. 療養給付費等交付金

(項) 1. 療養給付費等交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 療養給付費等交付金	635,840	50,700	686,540	2. 過年度分	50,700	退職者医療制度該当者医療費交付金
計	635,840	50,700	686,540			

(単位：千円)

(款) 10. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	684,940	45,900	730,840	2. その他繰越金	45,900	累計
計	684,940	45,900	730,840			730,830

(単位：千円)

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				保険料	国県支金繰入	国県支出金繰入	その他	区分	金額	
1. 一般管理費	192,170	1,300	193,470	-	1,300	-	-	13. 委託料	1,300	累計 国民健康保険システム改修委託料 41,784
3. 諸費	23,900	96,600	120,500	-	-	-	96,600	23. 償還金利子及び割引料	96,600	累計 国庫等返還金 109,600
計	355,780	97,900	453,680	-	1,300	-	96,600			

議第68号

平成28年度大垣市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成28年度大垣市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,741,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		25,430	164,500	189,930
1. 繰越金		25,430	164,500	189,930
歳入	合計	12,577,000	164,500	12,741,500

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		249,400	164,500	413,900
1. 総務管理費		148,500	164,500	313,000
歳出	合計	12,577,000	164,500	12,741,500

平成28年度大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	25,430	164,500	189,930	1. 繰越金	164,500	
計	25,430	164,500	189,930			

2 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				保険料	国県支入金	繰入金	その他	区分	
2. 諸費	4,460	164,500	168,960	-	-	164,500	23. 償還金利子及び割引料	164,500	国庫等返還金
計	148,500	164,500	313,000	-	-	164,500			

議第69号

大垣市税条例等の一部改正について

大垣市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市税条例等の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第32条の11第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第32条の11第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第32条の11第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第32条の11第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第32条の11第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る

税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第32条の12第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第5条から第5条の3までを次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第5条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第5条の2及び第5条の3 削除

附則第27条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第5条の4第1項、附則第5条の6第1項及び附則第5条の6の2第1項」を「並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項」に、「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同条第3項中「第26条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第5条の4第1項、附則第5条の6第1項及び附則第5条の6の2第1項」を「並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項」に、「附則第

第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、「第26条の9第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第27条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項前段」に改め、同条を附則第27条の3とし、附則第27条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第27条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第

1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 26 条の 8 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 27 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 27 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 4 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 26 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 26 条の 4 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 26 条の 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第28条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第26条の7から第26条の9まで、第26条の10第1項並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項の規定の適用については、第26条の7中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項前段、第26条の9、第26条の10第1項並びに附則第5条の4第1項、第5条の6第1項及び第5条の6の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第27条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
 - (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、大垣市税条例」に改め、同項の表第12条第3号の項中「第32条の11第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第12条、第32条の11及び第32条の12の改正規定並びに附則第27条の2の改正規定、同条を附則第27条の3とする改正規定及び附則第27条の次に1条を加える改正規定並びに第2条並びに次条第2項及び第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中附則第5条から第5条の3までの改正規定及び次条第1項の規定 平成30年1月1日

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)附則第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

2 新条例附則第27条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

3 新条例第32条の11第5項及び第32条の12第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第32条の11第3項又は第32条の12第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

議第70号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大垣競輪場照明設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 2億1,936万9,600円 |
| 3 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契約の相手方 | 大垣市島町146番地3
長良電業株式会社
代表取締役 小林 知成 |

議第71号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 赤坂総合センター解体工事 |
| 2 | 契約金額 | 2億1,168万円 |
| 3 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契約の相手方 | 大垣市犬ヶ渕町60番地3
株式会社新井工務店
代表取締役 新井 雪子 |

議第72号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 牧田浄水場改良（機械設備）工事 |
| 2 契約金額 | 1億8,821万1,600円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市木戸町1122番地
イビデンエンジニアリング株式会社
取締役社長 山内 英俊 |

議第73号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (補) 大垣市浄化センター受変電設備更新工事 |
| 2 契約金額 | 4億2,984万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 名古屋市中区錦1丁目17番13号
株式会社明電舎 中部支社
支社長 望月 達樹 |

議第74号

財産の処分について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を処分するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

1 財産の表示

種目	土地
所在	大垣市新田町1丁目4番1及び5番1
地目	宅地
地積	6,225.09平方メートル
2 処分価格	2億1,912万円
3 処分の方法	条件付き一般競争入札
4 処分の相手方	北九州市八幡西区光貞台1丁目7番10号 株式会社フィード 代表取締役 舟越 丈夫

議第75号

平成27年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、平成27年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金15億3,453万7,555円のうち4億6,453万7,555円を次のとおり処分し、残余を繰り越すものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

減債積立金	3,855万7,981円
建設改良積立金	1億円
資本金への振替	3億2,597万9,574円
うち積立金の取崩し相当額	1億3,621万8,537円
長期前受金戻入相当額	1億8,976万1,037円

報第10号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

専第12号

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成28年7月29日 専決

大垣市長 小川 敏

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

専第7号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年6月1日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 10万1,098円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成28年4月14日午後4時50分頃、揖斐郡池田町六之井1468番地1において、本市課税課職員が駐車中の公用車のドアが相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

専第8号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年6月14日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 22万5,524円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事故の概要 | 平成28年3月23日午後3時20分頃、大垣市外野3丁目20番地2地先において、本市生活安全課職員が運転する公用車が相手方が運転する自動車に接触し、損害を与えた。 |

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小川 敏

専第9号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年6月28日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 20万5,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年5月19日午前9時頃、大垣市長松町地内において、本市クリーンセンター職員が運転する公用車による飛び石が、相手方が運転する自動車のフロントガラスに当たり、損害を与えた。 |

認第1号

平成27年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊の平成27年度大垣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏

認第2号

平成27年度大垣市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、別冊の平成27年度大垣市病院事業会計決算及び平成27年度大垣市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日 提出

大垣市長 小 川 敏